

緊急事態宣言解除に伴う当財団の対応について【2020年5月27日】

(一財)都市技術センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発出されました緊急事態宣言の解除を受け、6月1日より通常業務とします。

なお、新型コロナウイルスに対するリスクの軽減と、職員ならびその家族・関係者の皆様の安全確保の徹底を目的に時差出勤を引き続き実施するとともに、マスク着用・手洗いの徹底・アルコール消毒、また、密閉・密集・密接を避ける等の対策を講じるなど、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

関係者の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。